

NEW!!

弁護士費用等補償 いじめやSNSでの 誹謗中傷にも対応 (SS・SSSタイプご加入のみ)

弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

今まで加害者になった時の
補償はありましたが

お子様が被害者になった時に

お子様のいじめ問題に限らず、ご家族の近隣トラブルやSNS等の誹謗、中傷トラブルにも対応!

補償対象

① 被害事故に関するトラブル

ケガを負わされた、財物を壊された等の被害を被ったことによるトラブル。

② 人格権侵害に関するトラブル

不当行為(*)による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けることにより精神的苦痛を被ったことによるトラブル。

③ その他の侵害に関するトラブル

痴漢、ストーカー行為、いじめ、または嫌がらせを受けることにより精神的苦痛を被ったことによるトラブル。
(*) 不当な身体の拘束、口頭による表示または文書もしくは図画等による表示をいいます。

職務遂行に関する精神的苦痛および
職場における嫌がらせによる
精神的苦痛は補償対象外です。

NEW!!

弁護士費用等補償(人格権侵害等)

SS・SSSタイプご加入のみ

弁護士費用等補償特約で弁護士費用または法律相談費用を補償できるトラブル例

- 例えば…
- ・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
 - ・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。
 - ・ストーカー行為で付きまとわれ、怖くて外出できなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。



いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】 弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

受付時間：・いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス：

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

午前10時～午後6時

☎ 0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：

午前7時30分～午前9時30分/
午後5時～午後10時

☎ 0120-106-670

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。